

SDカード優遇店を募集しています!!

● SDカード優遇店とは

- ▶ 自動車安全センターが発行の「SDカード」をお持ちの優良ドライバーの方に、各種の優遇割引や特典を提供していただくものです。
- ▶ 現在、SDカード優遇店として、**埼玉県内約 750 店舗・全国約 20,000 店舗**が加盟されています。

● SDカードとは

- ▶ 「無事故・無違反証明書」又は「運転記録証明書」を申請された方で、1年以上事故・違反等の記録がない方に、安全運転者（Safe・Driver）の証しとしてお渡しするカードです。
- ▶ SDカードは、無事故・無違反の期間により5種類に区分されています。
- ▶ 「無事故・無違反証明書」は、無事故・無違反で経過した期間について証明します。
- ▶ 運転記録証明書は、過去5年間、3年間又は1年間の交通事故・違反等について証明します。

● 優遇店加盟をお考えの事業者様

- ▶ 加盟希望される事業者の方には、加盟申請書を提出していただくとともに、弊事業所との間で覚書を締結させていただきます。
- ▶ サービス等の内容につきましては、事業者様のご希望に応じたものとさせていただきます。

お問い合わせ先

〒365-0028 埼玉県鴻巣市鴻巣 405 番地 4（埼玉県警察運転免許センター内）

自動車安全運転センター 埼玉県事務所

TEL 048-541-2411 FAX 048-542-9595 MAIL saitama@jsdc.or.jp

自動車安全運転センターは、自動車安全運転センター法（昭和 50 年 7 月 10 日法律第 57 号）施行に基づいて、国家公安委員会（警察庁交通局交通企画課所管）によって設立を認可された特別民間法人です。

当センターでは、安全で快適な交通社会の実現のため、主に・安全運転の研修・運転経歴の証明・累積点数の通知・交通事故の証明・安全運転に関する調査研究などの事業を行っております。